

就業規則（抜粋）

第8章 表彰及び懲戒

（懲戒）

第53条 職員がこの規則に違反し又は職務上の義務の履行を怠った場合は、その違反の軽重に従い、それぞれ次の各号に定めるところにより、免職、停職、減給又は戒告の懲戒を行う。

- （1） 免職……行政官庁の認定を受け、予告しないで解雇する。
- （2） 停職……1日以上3月以内の出勤停止とし、その期間中の給与は支給しない。
- （3） 減給……減額すべき1回の額が平均給与（労働基準法第12条に規定する平均賃金をいう。）の1日分の半額を超えないで、かつ、減額の総額が一給与支払期における給与総額の10分の1を超えない範囲内において給与を減ずる。
- （4） 戒告……始末書を徴して職員の問題を確認し、その将来を戒める。

（訓告等）

第53条の2 前条に基づく懲戒の必要がない者についても、服務を厳正にし、規律を保持する必要があるときに、訓告、嚴重注意又は注意を行うことができる。